

た ま が わ

2009 - 03号
2009年5月21日

全損保日動外勤支部
西東京分会

外勤社員は代理店ではありません

会社は日頃「お客様本位」「安心品質」と言っていますが、会社より直送されているお客様宛のアンケートや契約内容のご案内、自動車保険の更新案内には**扱者**と書かれた表示は一切無く**<ご契約の代理店>**となっています。

この表記に関して、サポートセンターに問い合わせをしたところ、後日、立川支社長より「今後（抜本改革以降）はR Aの皆さんは扱者ではなく、代理店と表記する」との回答があり、「会社としては何の問題もない」とまで言いました。

しかし、私たち外勤社員は、お客様には募集の際に社員の名刺を渡し、西東京支店立川支社の社員であることを名乗り、ご契約を頂いています。すでに、新規のお客様からは「代理店とは聞いていない」と不信に思われてしまいましたし、長年お付き合いのあるお客様からは、「いつから代理店になったの？」「裁判に負けてしまったの？」との問い合わせが支社に入っています。

このことは、虚偽の表記として法令に反していないのでしょうか？ 仮に法的には問題がないとしても、「お客様本位」「安心品質」とは言えないはずです。「外勤社員制度は廃止した」「外勤社員は代理店と表記する」「臨給のスキームがない」など、すべてのことが「なし崩しの」「一方的」に進められています。会社の理屈は屁理屈でしかありません。

私たち西東京分会の組合員は、転進して代理店の道を選択せず、原告として外勤社員の地位を争い、東京地裁で勝利判決を獲得した東京海上日動火災の正社員です。